

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本照明器具工業会(JLA)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 8105-2-3:2003** は改正され、この規格に置き換えられる。

改正に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**IEC 60598-2-3:2002, Luminaires—Part 2-3: Particular requirements—Luminaires for road and street lighting** を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS C 8105-2-3 には、次に示す附属書がある。

附属書 A (参考) 風力係数の測定方法

附属書 B (規定) 規格の改正に伴い、より厳しい要求事項又は合否判定が変わる要求事項を適用するために、再試験が必要となる項目

附属書 1 (参考) **JIS** と対応する国際規格との対比表

JIS C 8105 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 8105-1 第 1 部：安全性要求事項通則

JIS C 8105-2-1 第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-2 第 2-2 部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-3 第 2-3 部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-4 第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-5 第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-6 第 2-6 部：変圧器内蔵白熱灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-7 第 2-7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-8 第 2-8 部：ハンドランプに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-9 第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）

JIS C 8105-2-17 第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-19 第 2-19 部：空調照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-20 第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-22 第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-23 第 2-23 部：白熱電球用特別低電圧照明システムに関する安全性要求事項

JIS C 8105-3 第 3 部：性能要求事項通則

目 次

	ページ
序文	1
3.1 適用範囲	1
3.2 一般的試験要求事項	2
3.3 定義	2
3.4 照明器具の分類	3
3.5 表示	3
3.6 構造	3
3.7 絶縁距離	6
3.8 保護接地	6
3.9 端子	6
3.10 外部及び内部配線	7
3.11 感電に対する保護	7
3.12 耐久性試験及び温度試験	7
3.13 じんあい及び水気の侵入に対する保護	7
3.14 絶縁抵抗及び耐電圧	8
3.15 耐熱性, 耐火性及び耐トラッキング性	8
附属書 A (参考) 風力係数の測定方法	11
附属書 B (規定) 規格の改正に伴い, より厳しい要求事項又は合否判定が変わる要求事項を 適用するために, 再試験が必要となる項目	12
附属書 1 (参考) JIS と対応する国際規格との対比表	13

照明器具—

第 2-3 部：道路及び街路照明器具に関する 安全性要求事項

Luminaires—Part 2-3: Particular requirements for safety— Luminaires for road and street lighting

序文 この規格は、2002 年に第 3 版として発行された IEC 60598-2-3, Luminaires—Part 2-3: Particular requirements—Luminaires for road and street lighting を元に作成した日本工業規格であるが、対応国際規格で規定している支持物への取付部における風速を、我が国の実状に即して変更したほか、対応国際規格には規定していない事項を日本工業規格として追加している。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、原国際規格を変更している事項である。変更の一覧表をその説明を付けて**附属書 1 (参考)** に示す。

この規格は、JIS C 8105-1:2005 と併読して用いる。

3.1 適用範囲 この規格は、電源電圧 1 000 V 以下の白熱電球、蛍光ランプ、その他の放電ランプ、LED など電子発光体を用いた、次に記載する照明器具（以下、照明器具という。）の一般的安全性の要求事項及び試験方法について規定する。

- 道路、街路及びその他公共の屋外施設に使用する照明器具
- トンネル照明器具
- 照明柱一体化形照明器具

備考 この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、ISO/IEC Guide 21 に基づき、IDT（一致している）、MOD（修正している）、NEQ（同等でない）とする。

IEC 60598-2-3:2002, Luminaires—Part 2-3: Particular requirements—Luminaires for road and street lighting (MOD)

3.1.1 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで発行年を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の規定を構成するものであって、その後の改正版・追補は適用しない。発効年を付記していない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級(IP コード)

備考 IEC 60529:2001, Degrees of protection provided by enclosures (IP Code) が、この規格と一致している。

JIS C 8105-1 照明器具—第1部：安全性要求事項通則

備考 IEC 60598-1:2003, Luminaires—Part 1: General requirements and tests からの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

IEC 60364-7-714:1996, Electrical installations of buildings—Part 7: Requirements for special installations or locations—Section 714: External lighting installations

IEC 60068-2-75:1997, Environmental testing—Part 2-75: Tests—Test Eh: Hammer tests

3.2 一般的試験要求事項 JIS C 8105-1 の第0章（総則）の0.4（一般的試験要求事項）によるほか、次による。

- a) 形式試験の条件は、JIS C 8105-1 の第0章の0.4.2に基づき、照明器具に表示した適合ランプの試験用ランプを用いて行う。
- b) 試験は、この規格に規定した順序で行う。
- c) 促進試験及び試料の適正寸法については、照明器具の適切な部分を用いてよい（これは、主に照明柱一体化形照明器具について適用できる。）。

3.3 定義 この規定に用いる主な用語の定義は、JIS C 8105-1 の第1章の定義によるほか、次による。

3.3.1 スパン線 (Span wire) 主支点間に張られ、照明器具、電源ケーブル、支持線、つり下げ線などの設備質量を支えるワイヤ。

3.3.2 つり下げ線 (Suspension wire) スパン線に照明器具を取り付けるためのワイヤ。照明器具の質量を支えるとともに照明器具の回転などの動きを抑制する。

3.3.3 支持線 (Stay wire) つり下げられた照明器具の横方向及び回転方向の動きを抑制するため、支持点間に張力をもって張られたワイヤ。

3.3.3A アーム取付形照明器具 曲線形照明用ポールに取り付ける照明器具及び直線形照明用ポールにアームによって取り付ける照明器具。

3.3.3B ポールヘッド形照明器具 直線形照明用ポールの柱頭に取り付ける照明器具。

3.3.3C つり下げ形照明器具 照明用ポールなどにパイプなどでつり下げて取り付ける照明器具。

3.3.3D 受圧面積 照明器具の風圧を受ける面積。その値は、風向きの正投影面積を取る。

3.3.4 照明柱一体化形照明器具 (Column-integrated luminaries) 地中に固定された柱に統合された照明器具の形態をなす照明システム。

3.3.5 照明柱一体化形照明器具の反射又は装飾的な外装部分 (Reflective or decorative external part of a Column-integrated luminaries) 固定された範囲で光を反射するか又は装飾的な部分をいい、通常は、照明柱一体化形照明器具の光源室の外部に取り付ける。

備考 このような部品は、この規格において“外装部分”と称する。

3.3.6 照明柱 (Lighting column) 1灯又は多灯の照明器具を支えることを意図し、単体又は複数の部分からなる単柱、伸縮部分、及び必要な場合の腕木。これらはカテナリー照明用の支柱を含まない。

3.3.7 照明柱一体化形照明器具の呼び高さ (Nominal height of a Column-integrated luminaries) 照明柱一体化形照明器具の外装部分の中心線上にあって、意図した地面との間、又はフランジ板付の照明柱一体化形照明器具のフランジ底面間の距離。

3.3.8 照明柱一体化形照明器具の開口扉 (Door opening of a Column-integrated luminaries) 照明柱一体化形照明器具の電氣的装置に接するための開口部。

3.3.9 照明柱一体化形照明器具の入線孔 (Cable entry slot of a Column-integrated luminaires) ケーブルを入線するための照明柱一体化形照明器具の地下部に設ける開口部分。

3.3.10 照明柱一体化形照明器具の結線箱 (Connection box of a Column-integrated luminaires) 電源線の照明柱一体化形照明器具への接続と送り配線を行うための端子台収納箱。

3.3.11 トンネル照明器具 (Tunnel luminaires) トンネルの壁又は天井面に、直接又は枠を介して取り付けられるトンネル照明用の照明器具。

3.4 照明器具の分類 照明器具は、**JIS C 8105-1 の第 2 章 (照明器具の分類)** によって分類する。

備考 照明器具は、通常、次の取付け方法の一つ以上に適合しているものとする。

- a) パイプ (アーム) 又は同様なものへの取付け
- b) 柱のアームへの取付け
- c) 柱頭への取付け
- d) 空中線又はつり下げ線への取付け
- e) 壁面への取付け

3.5 表示 照明器具の表示は、**JIS C 8105-1 の第 3 章 (表示)** の **3.2 (照明器具の表示)**、及び **3.3 (追加の情報)** の照明器具への表示事項によるほか、取扱説明書などに次の事項を記載する。

- a) 設計で意図した取付け姿勢 (正常な使用姿勢)
- b) 安定器内蔵形の場合には、安定器を含む質量
- c) 外形寸法
- d) 地上 8 m を超える高さに取り付けることを意図している場合には、風圧を受ける最大投影 (受圧) 面積
- e) 空中線又はつり下げ線に取り付けるものでは、照明器具に適切なつり下げ線の断面寸法
- f) “屋内専用”, “屋外専用”, “屋内外両用” の表示及び適合環境

備考 “屋内専用” 及び “屋内外両用” の場合、外気 of 自然な動きの影響を考慮して与えられた 10 °C の許容値を測定値から差し引いてはならない。

- g) 結線箱を収納する開口部の寸法
- h) 照明器具を支持固定するあらゆるボルト及びねじにかかる N・m の取付けトルク

3.6 構造 照明器具の構造は、**3.6.1~3.6.9** とともに **JIS C 8105-1 の第 4 章 (構造)** を適用する。

3.6.1 水気の浸入に対する保護

- a) 道路及び街路照明器具の防水性能 (水気の浸入に対する保護) は、IPX5 が要求されるトンネル照明器具及び照明柱一体化形照明器具のガラス面の開放外装部分を除き、防雨形 (IP X3) 以上でなければならない。

照明柱一体化形照明器具については、開口部を含み、IP 等級は次のものでなければならない。

- 2.5 m 以下の部分 : IP3X (IEC 60364-7-714 参照)
 - 2.5 m を超える部分 : IP2X (外装部分が開放側である場合、IP 等級は 5X)
- b) 合否は、JIS C 8105-1 の第 9 章 (じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護) の 9.2 (じんあい、固形物及び水気の侵入に対する試験) による。

3.6.2 照明器具の取付け

- a) スパン線又はつり下げ線用照明器具においては、照明器具にクランプ装置を備え付け、かつ、クランプ装置に適合するスパン線サイズを記載した取扱説明書を添付しなければならない。
- 1) クランプ装置は、照明器具が移動しないよう空中線に固定されなければならない。
 - 2) つり下げ装置は、照明器具を取り付けるとき及び通常の使用中にスパン線に損傷を与えてはならない。
- b) 合否は、照明器具製造業者が指定した最大及び最少のスパン線に、照明器具を取り付けた後、目視で判定する。

備考 クランプ装置とスパン線との間の、電食を避けるよう注意しなければならない。

3.6.3 照明器具及び外装部分の支持物への取付け

- a) 取付け手段は、照明器具及び外装部分の質量に対して適切でなければならない。
- 1) 取付部は、取付部を含む全体の投影（受圧）面に通常、60 m/sの風が当たったとき、過度の偏り（傾くこと）なしに耐えるように設計しなければならない。ただし、地域、設置条件などによって設計者又は製作者と、使用者又は設置者との間で設計風速について取決めがある場合は、60 m/s に変え設計風速で試験する。
 - なお、風圧力はトンネル用照明器具には適用しない。
 - 2) 照明器具、照明器具の外装部分及び照明器具内部の附属品は、使用中又は保守中の振動で脱落しないようにしなければならない。
 - 3) 照明器具の部分又は外装部分は少なくとも二つ以上の手段（例えば2本以上のねじ又は二つ以上の同等の十分な強度をもつ手段）で固定されているもの以外は、通常の使用状態で取付部の折損によって、落下して人間、動物及び周囲のものに危険を及ぼさないように、更に別の落下防止の特別な保護手段をもたなければならない。
- b) 合否は、目視で判定し、アーム取付形又はポールヘッド取付形照明器具は、**3.6.3.1**の試験に合格しなければならない。

備考 振動の影響について考慮する場合には、照明器具は、ランプ及びポールと併せて検討することが望ましい。

3.6.3.1 マストアーム取付形若しくはポールヘッド取付形照明器具又は外装部分の静荷重試験




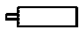
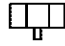
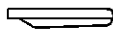
- a) 照明器具は、受圧面（立面上の最大投影面）が水平になるようにし、また、製造業者が推奨した方法で確実に取り付ける。
- b) 照明器具に砂袋などを用いて、取付け高さに応じ、受圧面（最大投影面）に**表1**の速度圧（単位面積当たりの荷重）（ kN/m^2 ）及び**表2**の風力係数を乗じた荷重を10分間加えたとき、試験後、目視できる安全を損なうような故障、 2 cm/m を超えるジグとの永久変形、及びジグ回りの回転があってはならない。
- c) 照明器具は、取付点の回りに鉛直面内で、 180 度回転させて試験を繰り返す。

表 1 単位面積当たりの荷重

取付け高さ m	単位面積当たりの荷重 kN/m^2
6 以下	1.6
6 を超え 15 未満	2.3

備考 表に示す荷重は、風力係数を 1.0 とした場合の値を示す。

表 2 照明器具の種類及び風力係数

照明器具の種類	風力係数
球形 	0.6
ハイウェイ形 	0.7
ボールヘッド形 (丸形断面) 	
角形 	1.2
多角形 	1.0
蛍光灯器具 ナトリウム灯器具 	0.8

3.6.4 ランプの支持

a) 1 個のソケットで、ランプを正常な位置に保持することができない場合には、適切な支持装置を備えなければならない。

なお、調節可能なソケット及び光学部品は、適切な使用上の注意事項を表示する。

b) 合否は、目視で判定する。

3.6.5 ガラスカバーは、破碎された場合に小さな破片になるか、又はガラスの破片を保持する十分に小さな網目の金網が備わっているか若しくはガラス片を保持できるフィルムでコーティングされたものでなくてはならない。

平板ガラスカバーの保護状態は、目視検査によって判定する。また、ガードが備わっていない場合は、次の試験方法によって判定する。ただし、ガラスカバーの表面に、JIS C 8105-1 の第 4 章の 4.13.1 b) に示す衝撃試験装置を利用し、1 N・m の衝撃エネルギーを加えたときに、ガラスカバーが破損をしないものは、破碎試験は行わない。

破碎によって破片がまき散らされないように、また、破片の動きが防止されるようにしてガラス部品全体を保持する。センターパンチで長辺の中心から中心に向かって 300 mm の点を破碎する。5 分経過以内に飛散したものを除き、破碎部分のほぼ中心部にある一辺 50 mm の正方形内の破片の数を数える。

備考 可能な場合、計数範囲は、各縁から 30 mm の範囲の孔又はガラス加工部分を除く。

ガラスは 50 mm 角内の破片が 60 個超過の場合に合格とする。ガラスの破片及び破碎くずでガラスの厚みより小さなものは数えない。50 mm×50 mm が確保できない小さなサイズの場合、破片数は、比例することが必要である。

50 mm 角内の破片合計数を数えるとき、中心部の破片と端部の破片とを数える。端部の破片は、正方形内の隣接した 2 辺を選び、2 辺を横切る破片を数える。他の 2 辺を横切る破片は数えない (図 2 参照)。

50 mm 正方形内の破片を適切に算定するには、50 mm 正方形の透明な素材をガラスの上に置き、その 50 mm 正方形内のガラスをインクでマークしていく。

備考1. 試料が一枚残っている場合、強化又はフィルムの準備なしに、破碎線は順当に破片状況の表示やサイズ及び破片数の評価に用いることができる。

2. 平板ガラスから成形したガラスカバーについては、試験方法は検討中である。

3.6.6 照明柱一体化形照明器具の接続区画は、開口部の内側に、次の事項に必要な十分な広さを備えなければならない。

- 照明器具端子
- 保護部品
- 電源ケーブルの端子接続及び送り配線
- 接続箱（もしあれば）

この区画は、上記の付帯事項に供する備えが必要である。この区画が金属の場合、耐せい（錆）材料又は適切に防せい（錆）処理されたものでなければならない。

3.6.7 試験によって構造確認と強度計算とを行う場合、照明柱一体化形照明器具は、外装部分を除き、有用な場合 ISO 規格又は、適用できるならば地域若しくは日本工業規格に準じることができる。

備考 西欧では EN 40、日本では JIL 1003、北米では ANSI C 136 シリーズが適用される。

3.6.8 照明柱一体化形照明器具の開口は、さびに対して照明柱一体化形照明器具の機能が損なわれないような処置が施されていないなければならない。

合否は、目視検査及び JIS C 8105-1 の 4.18 に規定している試験によって判定する。

ふたの開閉は、有資格者だけが行える方法で設計されていないなければならない。

形式試験は、ふたのサンプルで行う。試験装置は、振子式ハンマ、垂直落下、IEC 60068-2-75 に規定するばね式衝撃試験装置、又はこれと同等の結果が得られる適切な手段を用いることができる。衝撃エネルギーは 5 N・m を 3 回加える。打撃は、ふたに幾つかの面があれば最も大きな面の中央に加える。

試験後、試料には損傷があってはならない。特に次の事項について考慮しなければならない。

- 錠前部品は、機能を保持していなければならない。
- 試料には目視できるひびがあってはならない。
- IP 保護等級が低下してはならない (3.6.1 参照)。

3.6.9 照明柱一体化形照明器具は、次によらなければならない。

- 入線孔は 50 mm × 150 mm 以上でなければならない。
- 孔から接続区画までの経路は 50 mm 以上であり、ケーブルにすりきずを付ける原因となるような鋭いエッジ、ばり、刃のような障害があってはならない。

合否は、目視及び計測によって判定する。

3.7 絶縁距離 絶縁距離は、JIS C 8105-1 の第 11 章（絶縁距離）による。

3.8 保護接地 保護接地は、JIS C 8105-1 の第 7 章（保護接地）及び 3.8.1 による。

3.8.1 端子の固定部の附属品は、固定部が動かされたとき、回転してしまうことを防ぐように設計しなければならない。

合否は、目視検査及び JIS C 8105-1 の第 14 章及び第 15 章に規定する機械的試験によって判定する。

3.9 端子 端子は、JIS C 8105-1 の第 14 章（ねじ端子）及び第 15 章（ねじなし端子及び電気接続）によるほか、次による。

- a) 電源を接続することを目的とする端子は、JIS C 8105-1 の第 14 章の表 14.1（端子の号数に対する導体の公称断面積）に規定する公称断面積の導線、又は照明器具の製造業者が指定した導線が接続できなければならない。ただし、断面積 1 mm² 未満の電源電線には、適用しない。
- b) 合否は、適合する公称断面積の最大及び最小の導線を取り付けて目視で判定する。

3.10 外部及び内部配線 外部及び内部配線は、JIS C 8105-1 の第 5 章（外部及び内部配線）によるほか、次による。

3.10.1 張力止め

- a) 照明器具の電源電線に張力が加わった場合には、内部端子との接続部に張力が加わらないように張力止めを設けなければならない。
- b) 合否は、JIS C 8105-1 の第 5 章の 5.2.10 によるものとし、試験のために電源電線などに加える引張力及びトルクは、次による。
 - 1) 20 m を超える高さに取り付ける照明器具で、接続されるケーブルの質量が 4 kg 以上となる場合、引張力は 100 N、トルクは 0.35 N・m を加えるものとする。
 - 2) 1) 以外の場合、引張力は 60 N、トルクは 0.25 N・m とする。

3.11 感電に対する保護 感電に対する保護は、JIS C 8105-1 の第 8 章（感電に対する保護）による。

3.12 耐久性試験及び温度試験

3.12.1 耐久性試験及び温度試験は、JIS C 8105-1 の第 12 章（耐久性試験及び温度試験）によるほか、次による。

照明器具の試験において、JIS C 8105-1 の第 12 章の 12.4 [温度試験（通常動作）] の温度限度（表 12.1 及び表 12.2）を適用する場合には、照明器具の使用環境による外気 of 自然な動きの影響を考慮して測定した温度から 10 °C を差し引く。

なお、屋内専用、屋内外両用の表示をする器具には適用しない。

屋外でだけ使用することを意図した製品は、宣言値 ($t_a \pm 5$) °C で試験する。試験後に計測温度から 10 °C 差し引くことができる。

照明柱一体化形照明器具の地上高 2.5 m 以下の部分は、JIS C 8105-1 の表 12.1 の“人がしばしば取り扱ったり又は触れたりする部分”の限度値を適用する。

3.12.2 照明器具が、JIS C 0920 の附属書で規定する保護等級 IP20 を超える数字の場合、JIS C 8105-1 の第 9 章の 9.2 の後で、かつ、JIS C 8105-1 の第 9 章の 9.3 (耐湿試験) の前に、JIS C 8105-1 の第 12 章の 12.4、JIS C 8105-1 の 12.5 [温度試験（異常動作）] 及び JIS C 8105-1 の 12.6 [温度試験（ランプ制御装置が故障を起こした状態）] を適用しなければならない。

3.12A 熱衝撃試験 熱衝撃試験は、次による。

照明器具は、a) の方法で試験したとき、照明器具の外郭、透光性カバー、露出しているランプなどに、き裂、変形又は破損があつてはならない。

- a) 試験は、照明器具を通常の使用状態に近い姿勢に設置し、試験用ランプを用いて無風状態で点灯し、各部の温度がほぼ一定となったとき、周囲温度より 10 °C 低い水を斜め上方約 45° の方向から 3 mm/min の雨量で、グローブ又は透光性カバーに雨状に注水する。

なお、注水する水の最低温度は 4 °C とする。

合否は、目視で判定する。

3.13 じんあい及び水気の侵入に対する保護 じんあい及び水気の侵入に対する保護は、JIS C 8105-1 の第 9 章の 9.2 の規定によるとともに、次による。

3.13.1 IP分類が, IP20 を超える数値の照明器具については, JIS C 8105-1 の第 9 章に規定する試験は, 3.12.2 に示されている順序で行わなければならない。

3.14 絶縁抵抗及び耐電圧 絶縁抵抗及び耐電圧は, JIS C 8105-1 の第 10 章 (絶縁抵抗及び耐電圧) による。

3.15 耐熱性, 耐火性及び耐トラッキング性 耐熱性, 耐火性及び耐トラッキング性は, JIS C 8105-1 の第 13 章 (耐熱性, 耐火性及び耐トラッキング性) による。

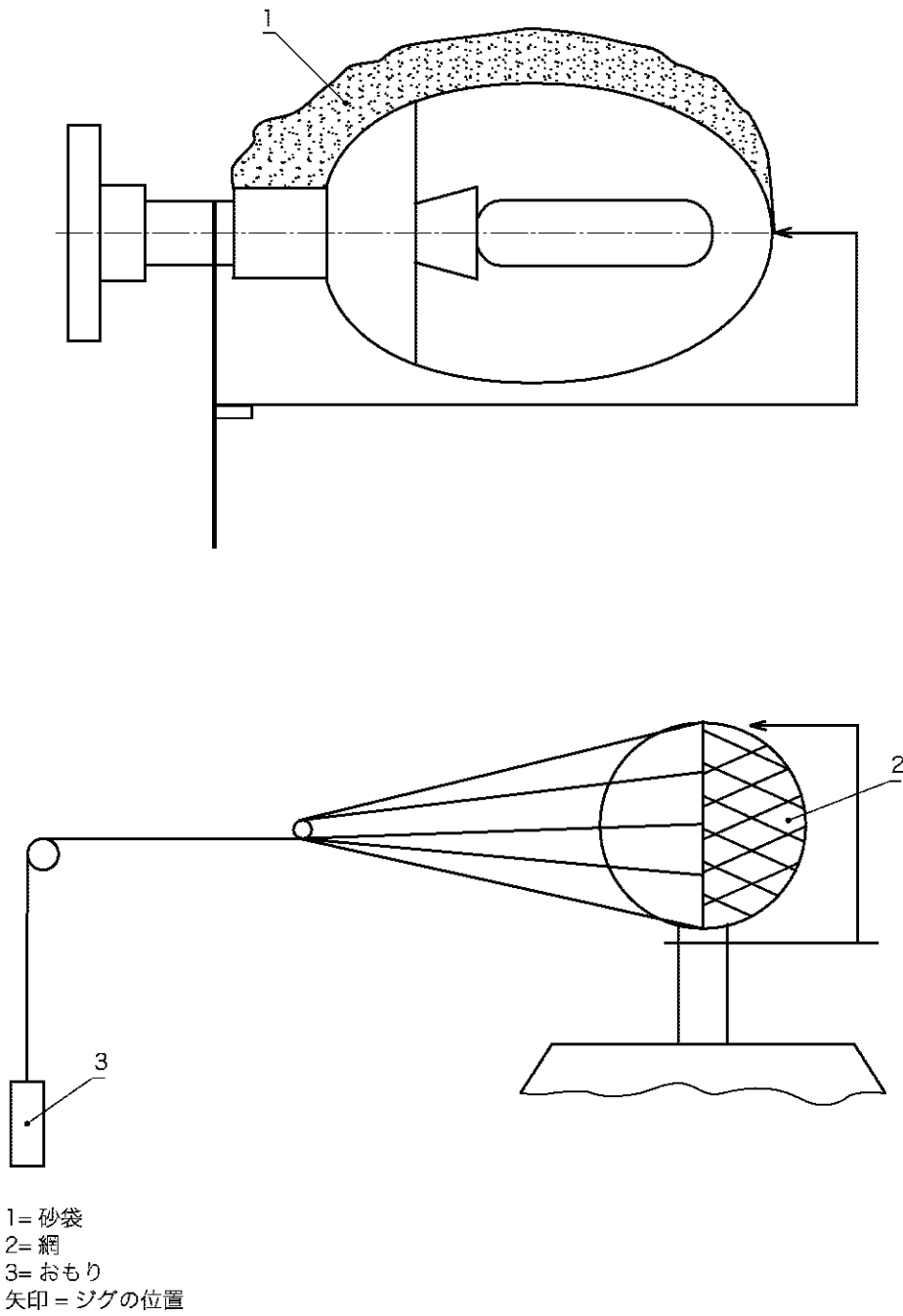
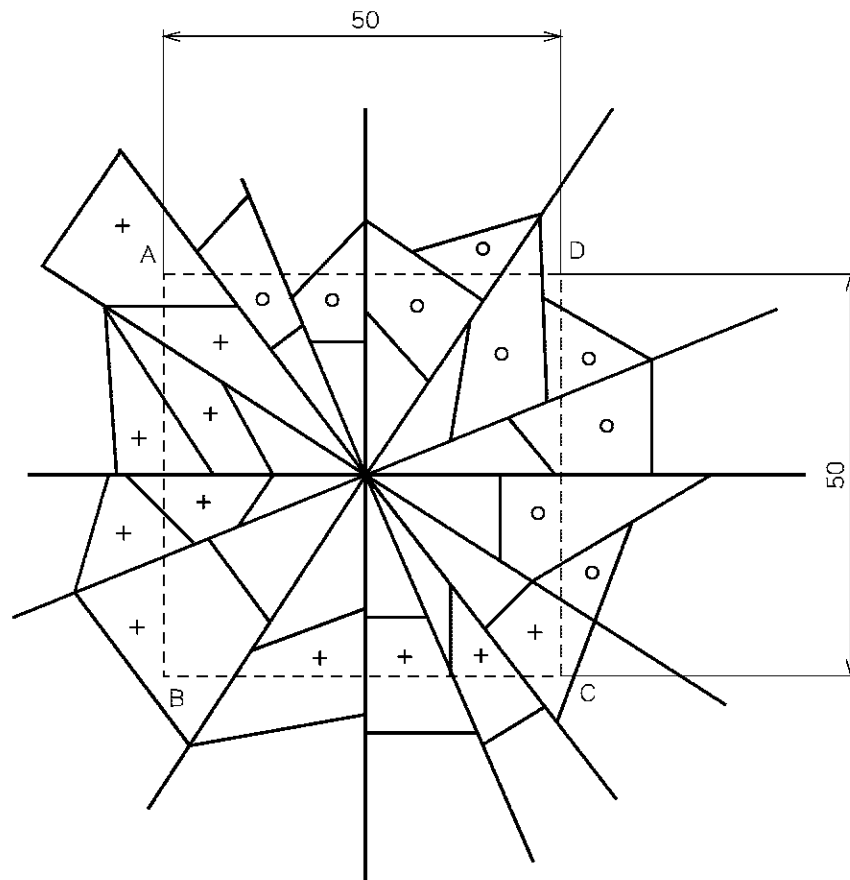


図 1 静荷重による風圧試験の方法（風洞実験によらない方法）

単位 mm



- 数える破片 (選択した隣り合う二つの辺: AB/BC が横切る。)

 数えない破片 (選択した隣り合う二つの辺: AD/DC が横切る。)

図 2 正方形の縁での破片の計数

附属書 A (参考) 風力係数の測定方法

この規格では、個々の照明器具の風力係数を測定しないので、風力係数の測定方法は、記載しない。

附属書 B（規定）規格の改正に伴い、より厳しい要求事項又は合否判定が変わる要求事項を適用するために、再試験が必要となる項目

この規格は、今回の改正で照明柱一体化形照明器具について、新たに要求事項を制定し、適用範囲に取り込むものである。他の道路及び街路照明用器具については、この版では改正していない。したがって、道路及び街路照明用器具は、今回の規格の改正に伴い、追加して試験する必要はない。

備考 この規格を将来改正するときは、大幅な内容改正を行い、改めて試験を必要とする事項については、記号“R”を付けてこの附属書に記載する。

附属書 1 (参考) JIS と対応する国際規格との対比表

JIS C 8105-2-3 : 2005 照明器具—第 2-3 部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項		IEC 60598-2-3 : 2002 照明器具—第 2 部 個別要求事項 第 3 節：道路及び街路照明器具					
(I) JIS の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) JIS と国際規格との技術的差異の項目ごとの評価及びその内容 表示箇所：本体 表示方法：点線の下線		(V) JIS と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
項目番号	内容		項目番号	内容	項目ごとの評価	技術的差異の内容	
3.1 適用範囲	AC, DC1 000 V 以下の道路及び街路照明器具	IEC 60598-2-3	3.1	JIS に同じ	IDT	—	—
3.1.1 引用規格	規格票で使用している規格を列挙		3.1.1	JIS に同じ	IDT	—	—
3.2 一般的試験要求事項	試験順序を規定 試験に使用する部分を規定 試験に使用するランプ		3.2	試験順序を規定 試験に使用する部分を規定	MOD/追加	試験に使用するランプを明確化した。	誤解を与えないよう明確化したものであり、技術的な差異はない。
3.3 定義	照明器具の種類、保護クラス、部品、材料など (JIS C 8105-1 引用) 支持ワイヤ、器具名称など		3.3	照明器具の種類、保護クラス、部品、材料など (IEC 60598-1 引用) 支持ワイヤ	MOD/追加	日本固有の街路照明器具名称及び風圧に関する規格名称を加えた。	街路照明器具名称については、理解を助けるため。
3.4 照明器具の分類	感電保護方式、じんあい・固形物・水気の侵入保護、取付面の材料による分類 (JIS C 8105-1 引用)		3.4	JIS に同じ	IDT	—	—
3.5 表示	表示事項、表示場所及び銘板の耐久性 (JIS C 8105-1 引用) 風圧に対する投影面積 屋内専用、屋内外両用の適合環境		3.5	JIS に同じ	IDT	—	—

(I) JIS の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) JIS と国際規格との技術的差異の項目ごとの評価及びその内容 表示箇所：本体 表示方法：点線の下線		(V) JIS と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
項目番号	内容		項目番号	内容	項目ごとの評価	技術的差異の内容	
3.6 構造	防水性能 取付部の強度 ランプの支持方法 ガラスカバーの強度及び評価方法	IEC 60598-2-3	3.6	防水性能 取付部の強度 ランプの支持方法 ガラスカバーの強度	MOD/変更 MOD/追加	取付部の強度は、IEC 規格が風速42 m/sに耐えるように定めているが、JIS では、台風などを考慮して通常、60 m/s に耐えるよう定めている。 また、評価方法は速度圧による方法を採用している。 一定の強度をもつガラスカバーは破砕試験を不要とした。	日本の気候による差異で、一般に建築物に用いられている風速に変更。 速度圧による評価方法は、IEC 規格は計算式を採用しているが、JIS はこれを表に置き換えた。 破砕試験を不要とする件は、IEC で採用する方向で審議。
3.7 絶縁距離	正弦波と非正弦波電圧に対する絶縁距離 (JIS C 8105-1 引用)		3.7	JIS に同じ	IDT	—	—
3.8 保護接地	クラス I 器具の保護接地の構造 (JIS C 8105-1 引用)		3.8	JIS に同じ	IDT	—	—
3.9 端子	端子の種類と機械的・電気的試験方法 (JIS C 8105-1 引用) 製造業者が指定した導線で試験する。		3.9	端子の種類と機械的・電気的試験方法 (IEC 60598-1 引用) 試験に使用する導線は端子号数ごとに規定されたものを使用。	MOD/変更	我が国では、端子の号数表示が採用されていないので、製造業者が指定する導線で試験する。	端子の IEC 規格への整合を待つ。
3.10 外部及び内部配線	電線の種類、保護及び試験方法 (JIS C 8105-1 引用) ケーブルの重さと張力止め		3.10	JIS に同じ	IDT	—	—
3.11 感電に対する保護	感電保護の構造と試験方法 (JIS C 8105-1 引用)		3.11	JIS に同じ	IDT	—	—

(I) JIS の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) JIS と国際規格との技術的差異の項目ごとの評価及びその内容 表示箇所：本体 表示方法：点線の下線		(V) JIS と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
項目番号	内容		項目番号	内容	項目ごとの評価	技術的差異の内容	
3.12 耐久性試験及び温度試験	通常使用で起こり得る事象に対しての、熱的安全性の評価試験方法 (JIS C 8105-1 引用)	IEC 60598-2-3	3.12	JIS に同じ	IDT	—	—
3.12A 熱衝撃試験	熱衝撃試験		—	—	MOD/追加	JIS は、雨水を考慮した熱衝撃試験を規定している。	雨水などによって、ガラスが急冷されるとき破損事故を考慮している。 この件は改めて IEC に提案する。
3.13 じんあい及び水気の侵入に対する保護	保護構造及び試験方法 (JIS C 8105-1 引用)		3.13	JIS に同じ	IDT	—	—
3.14 絶縁抵抗及び耐電圧	絶縁抵抗及び耐電圧 (JIS C 8105-1 引用)		3.14	JIS に同じ	IDT	—	—
3.15 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	特定部分に用いる絶縁材料の耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性 (JIS C 8105-1 引用)		3.15	JIS に同じ	IDT	—	—
附属書 A (参考)	風力係数の測定方法		附属書 A (参考)	JIS に同じ	IDT	—	—
附属書 B (規定)	規格の改正に伴い、より厳しい要求事項又は合否判定が変わる要求事項を適用するために、再試験が必要となる項目		附属書 B (規定)	JIS に同じ	IDT	—	—

JIS と国際規格との対応の程度の全体評価：MOD

- 備考1.** 項目ごとの評価欄の記号の意味は、次のとおりである。
- IDT…………… 技術的差異がない。
 - MOD/追加…………… 国際規格にない規定項目又は規定内容を追加している。
 - MOD/変更…………… 国際規格の規定内容を変更している。
- 2.** JIS と国際規格との対応の程度の全体評価欄の記号の意味は、次のとおりである。
- MOD…………… 国際規格を修正している。